

東広島市消防局 からのお知らせです。

消防法令違反の建物を 公表します ～違反対象物の公表制度開始～

●違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページ等で公表する制度です。

●公表の対象となる建物は

飲食店、物品販売店やホテル等、不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設等一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



●公表の対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていない重大な消防法令違反です。

●公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

●公表の方法及び内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容
東広島市のホームページ等へ掲載します。

●制度の開始時期は

平成30年4月1日



●建物関係者の皆様へ

所有、管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む。）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、最寄の消防署へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは消防法令違反の公表の対象となります。

問い合わせ先

東広島市消防局予防課 TEL 082-422-6341
竹原消防署庶務予防係 TEL 0846-23-0119

東広島消防署庶務予防係 TEL 082-422-6567
大崎上島消防署 TEL 0846-65-2056

近年の主な建物火災の状況

出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
H20. 10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
H21. 11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社会福祉施設
H25. 10	福岡市有床診療所火災	10	5	診療所
H27. 5	川崎市簡易宿泊所火災	10	18	宿泊所
H27. 10	広島市飲食店火災	3	3	飲食店

建物火災に伴う消防法改正

●平成 24 年 5 月 福山市ホテル火災

⇒旅館・ホテル 面積に関係なく自動火災報知設備設置

●平成 25 年 2 月 長崎市認知症高齢者グループホーム火災

⇒社会福祉施設 宿泊がある福祉施設は面積に関係なく自動火災報知設備設置

⇒自力避難困難者入所福祉施設 面積に関係なくスプリンクラー設備・火災通報装置設置（自動火災報知設備と連動起動）

●平成 25 年 10 月 福岡市有床診療所火災

⇒病院・有床診療所 面積に関係なく消火器・自動火災報知設備・火災通報装置・スプリンクラー設備設置（有床助産所等一部除く。）

平成 24 年 5 月に福山市で発生したホテル火災や平成 25 年 2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを受けた緊急調査結果においては、重大な違反のある建物が数多く存在しているところです。

このような違反建物に対して消防機関が命令を行った場合には、建物等に命令内容が公示されることとなりますが、それに至るまでには、相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

このことから、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものです。

違反対象物の公表制度